

寄附金に対する税法上の優遇措置

2016（平成28）年度税制改正により、滋賀医科大学「わかあゆ育成資金」へのご寄附に対しては、従来までの「所得控除」に加え、「税額控除」の適用を受けることができますので、確定申告の際に寄附者ご自身でどちらか一方をご選択ください。

なお、確定申告の際には、国立大学法人滋賀医科大学が発行した「寄附金領収書」と「税額控除に係る証明書（写）」が必要になります。（「所得控除」の適用を受ける場合は「寄附金領収書」のみ）

また、滋賀医科大学への寄附金を個人住民税の控除対象としている都道府県・市区町村にお住いの皆様は個人住民税の控除を受けることができます。

所得控除		新規 税額控除
優遇措置の内容	所得控除を行った後に税率を掛け所得税額を算出	学生の修学支援に係る事業へのご寄附に対して、税率に関係なく所得税額から直接控除
所得税額算出式	[所得金額-寄附金控除額(寄附金額-2,000円)]×税率	寄附金控除前の所得税額(所得金額×税率)-寄附金控除額[(寄附金額-2,000円)×40%]
特徴	所得税率が高い方に減税効果が大	小口の寄附にも所得控除と比較して減税効果が大

〈参考〉確定申告による所得税還付金額の目安

※あくまで目安ですのでご参考としてお取り扱いください。

単位：円

寄附金額		1万円	5万円	10万円	30万円	100万円	
課税される所得金額	500万円	税額控除	3,200	19,200	39,200	119,200	143,100
		所得控除	1,600	9,600	19,600	59,600	199,600
	700万円	税額控除	3,200	19,200	39,200	119,200	243,500
		所得控除	1,800	11,000	21,100	61,100	201,100
	1000万円	税額控除	3,200	19,200	39,200	119,200	399,200
		所得控除	2,600	15,840	32,300	98,300	329,300

謝意の表明

ご寄附戴いた方への謝意の表明として、次の特典を用意しています。

- 滋賀医科大学ホームページでのご芳名の掲載（任意）
寄附金額にかかわらずご芳名を掲載させていただきます。

- 寄附金額に応じた特典

【個人】

寄附金額	特典
10万円以上	芳名の掲示
50万円以上	上記に加え、感謝状の贈呈
100万円以上	上記に加え、記念品の贈呈

【法人・団体】

寄附金額	特典
50万円以上	芳名の掲示、感謝状の贈呈
100万円以上	上記に加え、記念品の贈呈

※芳名板の掲示は附属病院1階廊下に設置



国立大学法人 滋賀医科大学

企画（IR担当）課

〒520-2192 大津市瀬田月輪町 TEL.077-548-2011

<http://www.shiga-med.ac.jp/>

滋賀医科大学

「わかあゆ育成資金」のご案内



国立大学法人

滋賀医科大学

SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE

趣 意 書

滋賀医科大学は昭和49年（1974年）の開学以来、関係各位のご支援によって着実に発展してきました。医学科・看護学科の卒業生は5千名を超え、滋賀県をはじめとする医療機関、大学、行政機関などで活躍しています。医学部では特色ある研究で国際的に注目される成果を挙げ、附属病院では高度先進医療、総合医療、質の高い看護実践に力を入れ、信頼される医療機関として高い評価を受けています。

第3期中期目標期間（平成28～33年度）において、「地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学」として人々の健康、医療、福祉の向上と発展に貢献するために次の3Cを掲げております。

Creation

優れた医療人の育成と新しい医学・看護学・医療の創造

Challenge

優れた研究による人類社会・現代文明の課題解決への挑戦

Contribution

医学・看護学・医療を通じた社会貢献

これらを実現するために、医療人としての素質に富む受験生を開拓し選抜するための入試改革、医療を取り巻く環境の変化や時代の要請に対応した教育の実践、本学が重点研究領域と定める研究（生活習慣病疫学研究、認知症を中心とした神経難病研究、先端がん治療研究など）や産学官連携による先進医療機器開発による社会還元への推進、行政との連携による地域医療を実践する医師のキャリア形成支援による社会貢献に取り組むこととし、附属病院においても、社会構造の変化に対応して、常に病院機能を見直すとともに、質の高い先進医療・低侵襲医療の提供と、新しい医療技術の開発の推進に取り組むこととしております。

法人化後以降は各国立大学法人の経営努力が厳しく要求され、補助金や研究助成金などの外部資金の獲得、資源の有効活用や附属病院収入増に係る様々な取組を行っていますが、国からの運営費交付金が縮減の一途をたどるなど、大学の経営は非常に厳しい状況下にあります。

そこで、教育研究施設設備の充実、学生の教育や課外活動の支援、研究や研修の支援、附属病院の機能や患者サービスの充実など大学活動の向上と充実を目的として、皆さまの支援を広く求めるため「滋賀医科大学支援基金」を設け、同窓会組織である「湖医会」、医学科ならびに看護学科の後援会と協力しながら、基金活動を進めていくことにいたしました。

ご寄附をいただくに当たり、皆さまのご意向に沿った活用をおこないたく「大学運営全般」、「附属病院運営」、「学生の修学支援」のいずれかをお選びいただくこととしております。

なお、ご寄附いただきました金額につきましては、所得控除または税額控除をお受けいただけます。

ぜひとも本基金の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

国立大学法人 滋賀医科大学

学 長 塩 田 浩 平
同窓会「湖医会」会長 永 田 啓
医学科後援会長 奥 長 和 昭
看護学科後援会長 田 丸 亨 司

（平成30年1月）

「滋賀医科大学支援基金」の目的について

本学の使命である「医学及び看護学科の進歩と発展に寄与し、もって社会の福祉に貢献する。」ことを達成するために必要な事業の支援に資することを目的として、基金を設置いたしました。

寄附者のご意向に沿った事業等に活用いたしたく、以下の3つの資金から選択していただけます。

わかあゆ育成資金(学生の修学支援)

経済的理由により就学が困難な学生に対する以下の事業に活用させていただきます。

- 1) 授業料、入学料等の減免
- 2) 奨学金の貸与または給付
- 3) 留学費用の支援
- 4) 教育研究補助者に学生を雇用して賃金として支援するための経費



大学支援資金(大学運営全般)

「滋賀医科大学支援基金」のご案内をご覧ください。

附属病院支援資金(附属病院運営)

「滋賀医科大学支援基金」のご案内をご覧ください。

— お 願 い —

本学 滋賀医科大学「わかあゆ育成資金」に関する募金趣意書にご賛同賜りたくお願い申し上げます。

なお、ご賛同の上は、同封の「振込用紙」によりお振り込みいただきますよう、お願い申し上げます。

お振り込みに際しては、滋賀銀行、ゆうちょ銀行の本支店からお振り込みの場合は振込手数料が不要（滋賀医科大学が負担）ですが、その他の金融機関からお振り込みの場合は、寄附申込額から所要の手数を差し引いた額を振込額として御記入いただきますようお願い申し上げます。この場合、振込手数料を含めた金額を寄附金としてお取扱いいたします。

また、領収書につきましては、ご入金を確認の上、寄附金の申込額と同額の「寄附金領収書」を当方より別途送付させていただきます。

この寄附金は、法人税法、所得税法による損金算入及び寄附金控除の措置が受けられることとなります。

何かご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡いただければ幸いです。

〔滋賀医科大学「わかあゆ育成資金」担当〕

国立大学法人 滋賀医科大学

企画(IR担当)課 TEL(077)548-2011